

追納制度をご存じですか？

免除(全額・4分の3・半額・4分の1)や納付猶予(学生納付特例・若年者納付猶予)の承認を受けたことがあるみなさん!!その期間は納付した場合に比べ将来うける老齢基礎年金額が少なくなります。

学生納付特例期間	➡	年金額には反映されません。
若年者納付猶予期間		
全額免除期間	➡	納付した場合の3分の1の額が年金額に反映されます。
4分の3免除期間	➡	納付した場合の2分の1の額が年金額に反映されます。
半額免除期間	➡	納付した場合の3分の2の額が年金額に反映されます。
4分の1免除期間	➡	納付した場合の6分の5の額が年金額に反映されます。

国民年金

〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



「追納」で年金を満額に近づけましょう！

免除を受けたことにより、将来減額となる老齢基礎年金を少しでも多く受けるために、10年前の分までさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」があります。

- 追納する保険料の額は、免除を受けた月の属する年度から2年度を経過すると、当時の保険料に経過した期間に応じて一定の額を加算した額になります。経過期間が長いほど加算額が高くなりますので早めの追納をお勧めします。
- 追納は10年以内で、原則として先に経過した月の分から納付していただくことになります。



教育委員会だより

「ソーシャル・アンクル、ソーシャル・アント運動」に参加してみませんか

「ソーシャル・アンクル、ソーシャル・アント運動」とは、子どもたちの健やかな成長と地域の教育力の向上をねらいとして始められた「地域のおじさん、おばさん運動」の岐阜県版です。青少年育成国民会議のスローガン「大人が変われば、子どもも変わる」という国民運動の一環で始まった運動です。すでに、見守り隊、子ども1110番の家、街頭パトロール活動など、子どもたちの安全・安心を守る取り組みが地域ぐるみでなされています。しかし、社会構造の変化や人間社会の歪みから、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。社会総ぐるみで、大人が子どもに関心をもち、地域のおじさん、おばさんとして、「地域の子どもは地域で守り育てる」ことに関わっていくことが今強く求められています。

ます。

皆さんも、ぜひ、この運動に参加してみませんか。特別な資格など必要ありません。わざわざ出かけて、構えてパトロールをする必要もありません。近くの公園で子どもを見かけたり、買い物帰りに子どもに出会ったりした時など、子どもの様子に目配りをしていただければよいのです。もし、危険な遊びをしていたり、帰りが遅かったりしたら、注意の一声をかけてあげてください。また、地域の活動で頑張っている姿を見かけられたら、大いに誉めてあげてください。誉められることは、誰でもうれしいものです。「元気なあいさつができるね」「地域の掃除頑張っているね」など、どんなことでも構いません。

大人から声をかけられた子どもたちは、必ず、自分の行動や言動を振り返ります。何度も声かけをすることで、子どもとのコミュニケーションが図られ、子どもの育ちはより確かなものとなっていきます。

地域の夢や将来を担っている子どもたちを見守り育てるために、地域の大人が一丸となって「一声かけること」から始めてみませんか。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会 ☎ 245-1133